

## 5月11日 地方分権推進特別委員会の概要報告

地方分権改革についての課題と論点を整理し、以下のとおり今後の方向性について取りまとめを行った。

### 《取りまとめ概要》

- 第3次勧告の遅れや各府省の抵抗の中、地方分権改革推進法が期限切れになるのではないかと、第二期地方分権改革の行方が不安視される状況について、政府に対し強く懸念を表明するとともに、地方分権改革推進委員会の活動を引き続き支援していく。
- 分権を巡る問題は幅広いが、実効性ある改革を実現していくため、優先順位を付け、戦略的に行動していく。特に、直轄事業負担金の問題や、経済・雇用対策等における課題、都道府県を介さない事務事業の増加など、分権に逆行する動きについて、国に提起していくべき。
- 各政党マニフェストや骨太の方針に地方分権改革を明確に位置づけるよう働きかける。
- 社会保障経費を中心に不足する地方の財源として、地方消費税の充実について、充実内容も含めて検討を深め、主体的に行動していく。

## 地方分権改革に係る現状と課題について〈協議項目〉

平成21年 5月11日  
地方分権推進特別委員会

### I 地方分権改革の着実な具体化について

#### 《問題点》

- ・ 今春に予定されていた第3次勧告の見通しが不透明。
- ・ 税財政改革議論の進展がみられない状況。

#### 《方向性（案）》

- 地方分権改革推進法で定められている期限（今年度末）に間に合うよう、地方分権改革推進計画の策定、一括法の制定等一連の取組の計画的推進について、政府及び地方分権改革推進委員会に働きかけることが必要。
- 「国税と地方税の税源配分5：5」、「偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系の構築」等税財政改革の根幹となる事項を踏まえた具体的な制度設計等の検討、実現を求めていくことが必要。

《参考：平成20年11月19日全国知事会「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」より》

- ・ 地方交付税総額の復元・充実
- ・ 「地方共有税」の導入
- ・ 国と地方の税源配分5：5を目指した地方税財源の充実強化
- ・ 地方消費税の充実を含めた、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築
- ・ 国庫補助負担金の整理・合理化
- ・ 直轄事業負担金の速やかな廃止
- ・ 国と地方の協議の場の設置
- このためにも、第3次勧告以降のスケジュールを明らかにするよう国に求めていくことが必要。
- 地方税制小委員会や「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」等において議論を深め、夏の知事会に向け、より踏み込んだ検討を進めることが必要。

## II 義務付け・枠付けの見直し、第1次勧告のフォローアップについて

### 《問題点》

(義務付け・枠付けの見直し)

- ・ 地方分権改革推進委員会では、これまで5回の委員会で、4省から11事項(38条項)についてヒアリングを実施したが、各省は義務付け・枠付けの見直しに総じて消極的な回答。

(第1次勧告)

- ・ 第1次勧告で示された重点行政分野の抜本の見直しについても、各府省の見直しの具体化が進んでいない状況。(別添資料3. 参照)

### 《方向性(案)》

- 第1次勧告に掲げられた事項(特に20年度中の結論出しを掲げた事項)について、早期具体化に向けて、強く、要請していくことが必要。
- 第2次勧告の経過を踏まえた、実効ある義務付け・枠付けの見直しに向けて、追加勧告等を行うよう要請していくことが必要。

## III 出先機関改革について

### 《問題点》

- ・ 第2次勧告を受け、政府が出先機関改革に係る工程表を決定したが、具体的な内容は今後の検討に先送りされている状況。
- ・ なお、人員の移管等のための仕組みの検討を行うために、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部が設置され(平成21年4月16日)、近く、第1回の会議が開催される予定。(別添資料4. 参照)

### 《方向性(案)》

- 地方への権限移譲、二重行政の整理等による国の出先機関の廃止、縮小など実効ある出先機関改革の具体化を要請していくことが必要。
- 国から地方への人員移管協議に当たっては、次の点に留意し、臨んでいくことが必要。
  - ① 移譲事務に必要な人材確保については、地方自治体と国との十分な協議が大前提であること。
  - ② 移譲される事務・必要人員についての徹底した精査が大前提であること。
  - ③ 地方が求める移譲事務全体を視野に入れた議論とすること。

## IV 道路・河川の権限移譲等について

### 《問題点》

- ・ 財源・人員・資機材等の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い当然に必要となる基本的事項が未だ曖昧。
- ・ 3省合意による「時限的な措置」については、具体化の時期・スケジュールが示されていない状況。
- ・ 財源措置のないまま直轄国道の権限移譲がなされた事案も発生、全国知事会としても国土交通省等に対して質問書を提出、国の考え方を確認。（別添資料5. 参照）

### 《方向性（案）》

- 移譲範囲の拡大を求めるとともに、移譲を進めるための基本的事項について、より具体的な考え方を示すよう求めていくことが必要。
- 特に重要な課題である財政措置の早期具体化に向けては、政府一体の検討を求める等より強く要請していくことが必要。
- 財源措置のないまま、先行移譲された案件についても、財政措置が制度化された際には、その対象とするよう要請していくことが必要。

### 《関連：直轄事業負担金問題》

#### < 経過 >

- ・ 知事会は3月、「直轄事業負担金問題プロジェクトチーム」を組織。
- ・ 4月8日 国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣と直轄事業負担金問題PTメンバー知事による意見交換会を開催、情報公開の徹底や今後の意見交換の継続などについて確認。
- ・ 4月24日 地方分権改革推進委員会が「国直轄事業負担金に関する意見」とりまとめ、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しを言及。維持管理費負担金の廃止を明記。
- ・ 全国知事会は、これまでから国と地方の役割分担を明確にした上での直轄事業負担金廃止を繰り返し求めてきた。  
（別添資料6. 参照）

#### < ポイント >

- ◆ 制度の根幹的な見直し（直轄事業負担金の廃止）に向けては、分野ごとの国と地方との役割分担見直し、直轄事業範囲の縮小、地方への税財源移譲等地方分権全体議論とも絡めた取組が必要。
- ◆ 一方、地方分権改革推進委員会意見書内容を踏まえ、①情報開示

を通じた事業の適正化、②維持管理費負担金の廃止など当面の課題解決に向け、着実に取り組むことが必要。（直轄事業負担金問題プロジェクトチームを中心に検討の予定）

## V その他の論点

### ＜経済財政改革の基本方針2009＞

- 6月に予定されている経済財政改革の基本方針2009に向け、全国知事会として地方分権改革の推進や地方財政措置の充実等について方向性を示すよう求めていくことが必要。

（別添資料7「経済財政改革の基本方針2008」参照）

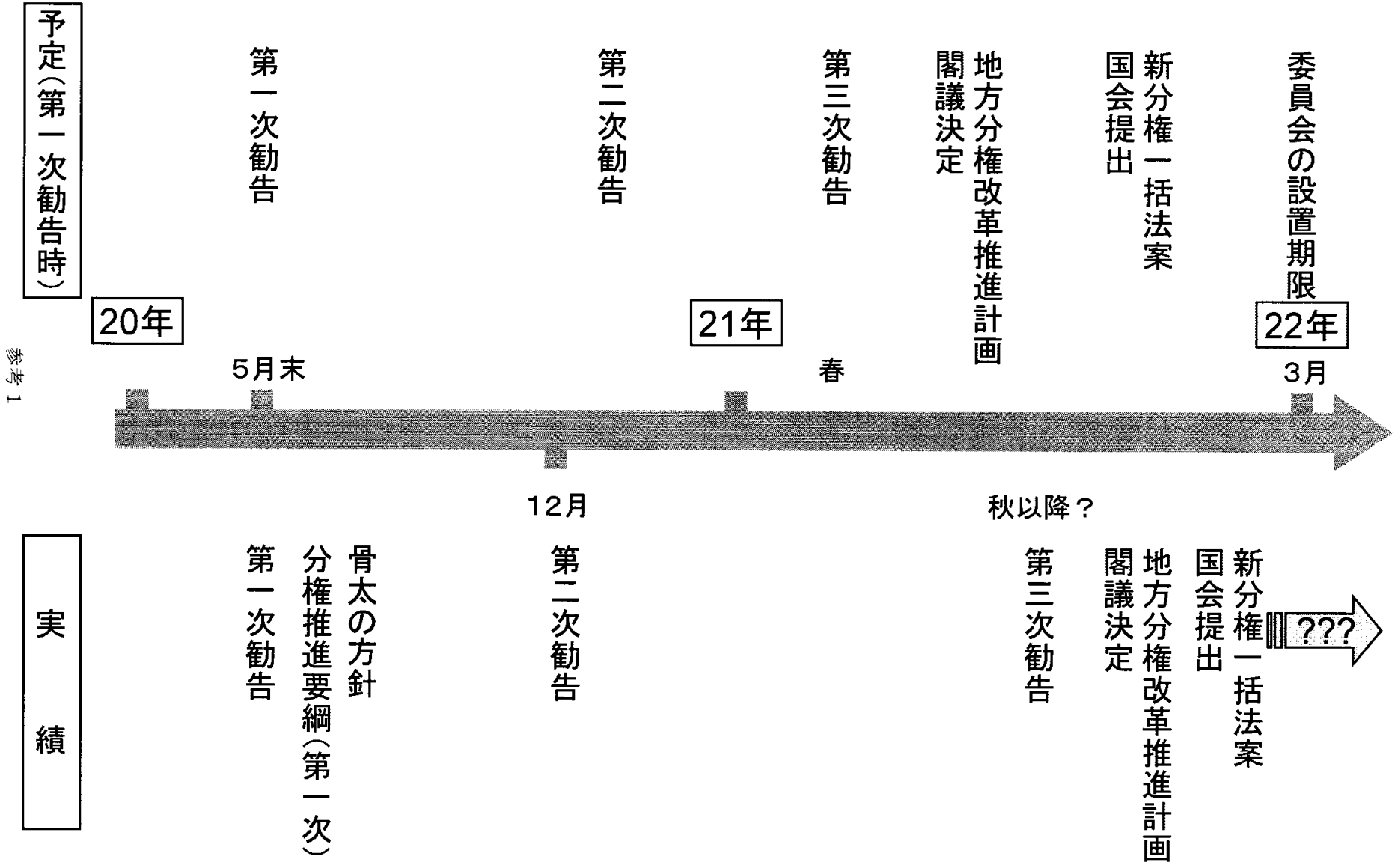
### ＜政党マニフェスト＞

- 来るべき総選挙も念頭に置き、政党マニフェストに地方分権改革に関わる具体的な政策・方向性を明確に位置づけるよう働きかけを強化することが必要。

### ＜経済・雇用対策と地方財政＞

- 経済・雇用対策が効果を上げ、日本経済を地域に根を張った力強いものとするためにも、地方交付税など地方財政対策の充実を求めていくことが必要。

# 地方分権改革の推進スケジュール(予定と実績)



参考 1

# 経済財政改革の基本方針2008

～地方分権改革部分の抜粋～

## (1) 地方分権改革

### 【改革のポイント】

1. 平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。
2. 国の出先機関を大胆に合理化する。
3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

### 【具体的手段】

#### (1) 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第1次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき取り組む。同委員会は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

#### (2) 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第1次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本
- ③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本
- ④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本

#### (3) 道州制の導入に向けた検討

道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

## 骨太方針における地方分権改革に関する記述の変遷

年次	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
基本理念	地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。まず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。	地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。	「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主體的な決定や創意工夫ある行財政改革への取組の支障とならないよう、国による規制の廃止を図る等、～地方の裁量権を拡大する。	地方分権推進計画を確実に仕上げるとともに、～平成18年度までの三位一体改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する。	記述なし	戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるという、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。	国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。
改革全体	三位一体の改革案を今後1年以内を目途にとりまとめる。	三位一体改革を推進する。	政府・与党合意を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。	政府与党合意及び累次の基本方針を踏まえ、改革を確実に実現する。	(※) 地方分権に向けて関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める。	1. 「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。 2. (下記のとおり) 3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。 4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。	1. 平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。 2. 国の出先機関を大胆に合理化する。 3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。
国庫補助・負担金	「改革と展望」の期間中に数兆円規模の削減をめざす。	概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。	税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。	同左	(※) 国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。	地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しについて検討する。	国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。
税源移譲	必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。	必要のあるものについて税源移譲する。その際、基幹税の充実に基本に行う。	概ね3兆円規模を目指す。平成18年度までに所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。	同左	(※) 交付税、補助金の見直しと合わせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど一体的な検討を図る。	地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しについて検討する。	国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。
地方交付税	地方交付税の改革を行う。	財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。	地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。	累次の基本方針に基づき、国の歳出見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。	(※) 地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。		

(※) 2006骨太方針では、第3章財政健全化への取組1-(4)-②歳出改革のii各分野における歳出改革の具体的内容の「地方行政」の項目に別紙で記述